

北海道 働きやすい介護の職場認証制度認証マーク使用基準

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課

令和4年(2022年)12月1日制定

(趣旨)

第1条

北海道(以下「道」という。)が作成した「北海道 働きやすい介護の職場認証制度認証マーク」(以下「認証マーク」という。)の使用及び管理に関し、次のとおり使用基準を定める。

(目的)

第2条 認証マークは、介護事業所における職員の人材育成や就労環境等の改善につながる取組を推進する「北海道 働きやすい介護の職場認証制度」(以下「認証制度」という。)の認証事業者であることを示すとともに、認証制度の普及啓発を図ることを目的とする。

(デザインの基準)

第3条 認証マークのデザインは、別添「北海道 働きやすい介護の職場認証制度認証マークデザイン 使用ガイド」に基づくものとする。

(使用の資格)

第4条 認証マークを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 認証制度の基準を満たし、認証を受けている事業者(所)。ただし、認証の有効期間内に限る。
- (2) その他知事が認めた者。

(使用の禁止等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、認証マークを使用する者に対し、認証マークの使用を禁止、又は使用方法の修正その他必要な措置を求めることができる。

- (1) 認証制度のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 道の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合

(使用者の責務)

第6条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

2 認証マークの使用に起因する問題が生じた場合は、道は一切の責任を負わない。

(その他)

第7条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、道と使用者が協議して定めるものとする。